

学校いじめ防止等のための 基本的な方針



長野県梓川高等学校

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県梓川高等学校

一 いじめ防止等のための基本的な方針

1 (はじめに) 学校はいじめ防止等の対策の目指すもの

本校は、生徒一人一人にきめ細かい指導を行い、社会的な生活習慣の確立を図り、多様な悩みを抱える生徒を支援するとともに、諸活動を通じて、生徒の自立的な意識の育成に努めている。

本校の教育目標である 「(1) 自主性・協調性を培い、自ら学び自ら考える力を伸ばす。(2) 一人一人を大切にし合い、夢や希望を育み、個性を伸ばす。(3) 心豊かで、たくましく生き抜く人間となるための力を伸ばす。」 を目標に生徒を育てていく。

2 学校はいじめ防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。
- ・日頃から教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築を図り、いじめだけでなく、学校生活を中心とした不安や心配、悩み等を生徒がいつでも相談できる環境と体制をつくと同時に、生徒が相談することの大切さに気付けるようにする。

(2) いじめの早期発見

「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であると認知できるように生徒も職員も共通理解を図り、迅速な対応ができるようにする。また、早期の対応を可能にする努力が問題の深刻化を防ぐ。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな変化であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切に、複数目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校や県教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合

の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解 (1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校の在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」起こった場所は学校の内外を問わず、ネット上であっても同様である。そのような視点にたつて、普段から生徒の様子を注意深く見守るとともに、保護者や地域との連携を密にし、早期の発見・対応を心掛ける。

(2) いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口・陰口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

また、いじめは「ささいなこと」、「日常的によくあるトラブル」とみられる行為が含まれる。また、大人の目につきにくいように行われることも多い。気づかずに見過ごしてしまうことがないように、生徒の日常の行為や様子や変化に常に注意を払わなくてはならない。

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるい

じめの防止等の対策のための組織」(法第 22 条に規定) を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・ 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・ 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・ 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、現在法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意しなければならない。初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

また、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の他者への攻撃によって解消しようとする事、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 いじめ防止等のための取組み

1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ (1) 構成員

この組織は次の職員によって構成する。

教頭 生徒指導主任 相談室係 養護教諭 人権教育係主任 各学年主任
(必要に応じて生徒指導係や学級担任も含む) スクールカウンセラー

PTA 代表

(2) 役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを行い、取組の見直しを行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめ防止等の取組 (1) いじめの未然防止・早期発見の取組 ① いじめの未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(i) 授業中の生徒指導の充実

- ・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
- ・講義形式だけでなく学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。一人一人が活躍できる場づくりを進める

- ・ 授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。

(ii) 道徳

- ・ 総合的な学習の時間やLHRを利用し、思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 人権教育係を主体に、計画的に人権について考える活動を設定する。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(iii) 学級活動

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 文化祭のクラス発表やクラスマッチなど生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(iv) 行事

- ・ 文化祭やクラスマッチ、強歩大会を通して、生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られ、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・ 一年次全員参加の「福祉体験学習」を通じて、他者を尊重しながら福祉の精神を学び、地域社会の中での自分の役割を考えることができるようにする。
- ・ 地域の福祉施設や行事へのボランティアとしての参加を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・ 年度当初に学校要覧や学校便り等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。
- ・ 公開授業週間に合わせて人権教育強調週間として保護者の来校を促し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- ・ 生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。入学前のオリエンテーションで保護者に対してモラルの研修を実施する。

ウ 生徒の主体的活動の活用

- ・ 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・ 生徒会を中心に、主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- ・ 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ・ 年に3回(5月・9月・11月)実施している職員全員の校内研修会において、いじめの未然防止や情報モラルに関する研修を実施する。
- ・ 授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。

- ・ 教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・ 公開授業週間を実施し、全職員が生徒指導の視点から授業を振り返る機会をもつ。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつなげる。
- ・ 授業担当者が、授業を通して生徒個々の様子に気を配り、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。

イ 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口として「相談室」を設けており、生徒や保護者に周知している。また、職員を常駐させ、いつでも生徒や保護者からの相談を受け付けている。
- ・ 必要に応じてカウンセラーを呼び、カウンセリングができる体制を整えている。
- ・ 内容に応じて、教育相談窓口や医療機関などの外部機関との連携をとる体制を整えている。
- ・ 学級担任が機会をとらえてクラスの生徒全員と面談する時間を設定し実施する。
- ・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ アンケート調査の活用

- ・ 年2回（6月・11月）に「学校生活アンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。
- ・ 進路アンケート等の内容を工夫し、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。
- ・ 家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。

③ 学校の取組に対する評価

- ・ 生徒と保護者に対して無記名の「学校評価アンケート」を行い、学校の状況を把握する。
- ・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
- ・ 評価したものを家庭や地域に公表する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応マニュアルの充実の視点

- 「いじめの防止等の対策のための組織」が組織的な対応の中心となるように見直す。
- 見通しを持った支援・のために、対応の手順を明確にし、共通理解を図る。
- 一致したぶれない支援・指導のために、支援・指導方針の検討、判断の場面を位置づける。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだす。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。

- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、児童相談所等）への報告や連携体制を整えておく。

イ 支援・指導のポイント

(i) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に集約する。

(ii) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめの防止等の対策のための組織」が決定する。

- ・ 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

(iii) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

(iv) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

(v) いじめが起きた集団への指導

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して入学前のオリエンテーションなどで講演会を行い啓発をする。
- ・ 生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。

- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。

- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、

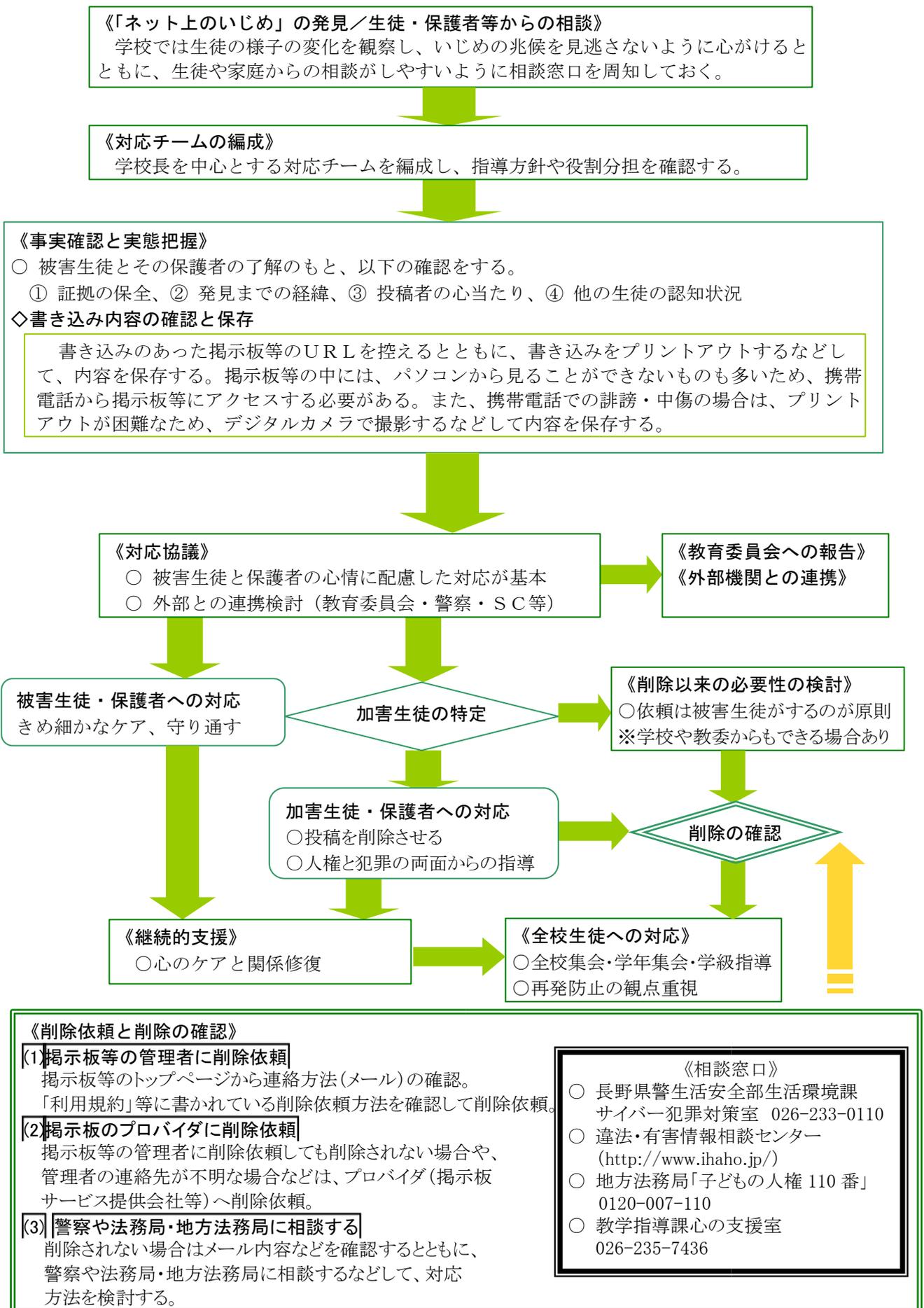
子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が、生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

【ネット上のいじめへの対応手順】フローチャート



(4) 関係機関と連携した取組

- ・学校の近隣の皆さん(商店主や子ども育成会役員等)を「地域モニター」に委嘱して、情報を適宜寄せていただき、校外での状況を把握する。
- ・地域の交番との情報交換を密にして連携を図る。
- ・公民館と協力し、地域の行事等にボランティア活動として積極的に参加し、地域との連携を深め、一緒に育てていただく体制づくりを進める。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する必要がある
- ※ その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合も同様と認める。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム(危機管理委員会)」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校及び県教育委員会は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(i) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(ii) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の

関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(i) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(ii) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(i) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

(ii) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと

落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

4月 全校集会 P T A総会(講演会) 1・2年校外体験学習

5月 普通救命講習

6月 公開授業週間(授業参観) クラスマッチ 学校生活アンケート

7月 個人面接 文化祭 学校評価アンケート

9月 クラスマッチ

10月 人権平和学習 強歩大会

「梓川高校の教育に関する懇談会」(地域モニター、学校評議員による)

11月 総合的な学習の時間の活用 学校生活/学校評価アンケート

12月 個人面接 2年修学旅行 1年福祉体験学習

1月 授業等アンケート

2月 総合的な学習の時間の活用

3月 個人面接 新入生オリエンテーション(保護者向けネットに関する講演会)